

# ネット上で問題となった(なっている)実例

「ネット上で問題となった(なっている)実例」  
(部会メンバーからの情報等に基づき作成)

事例番号	区分 ①～③	事例	その後の状況 (判明しているもの)	備考	サービス、ツール等
1	①	10代の少年数名が、集団で知人らしき少年に暴行を加えている動画を投稿した。	—	・投稿対象の行為は、暴行罪(又は加重類型である暴力行為等処罰に関する法律違反)に該当する。	動画投稿サイト
2	①	男子高校生が、女子更衣室を盗撮してLINE上で投稿した。	—	・投稿対象の盗撮行為は、軽犯罪法、迷惑条例違反に該当する。	大規模コミュニケーションサービス
3	①	男子高校生が「電車の中で、バックで隠して男性性器を露出している変態」を撮影し、投稿した。	—	・写真の投稿行為自体が、わいせつ電磁的記録媒体陳列罪に該当する。	即時性SNS
4	①	10代前半の少女が、相手から求められるまま、自らの裸の写真を撮影して相手に送った。	写真を送った相手から学校にばらすなどと脅迫された。	・自分の裸像撮影行為は児童ポルノ製造罪の構成要素に該当する(送らせた側が間接正犯に問われることもある)。	即時性SNS
5	①	複数の大学生が遊園地で迷惑行為を繰り返し、画像をネットに投稿した。	その後、投稿者らはネット上で「悪さ自慢」を競っていたことが発覚した。	・行為によっては、器物損壊罪、迷惑防止条例違反に該当する。	動画投稿サイト
6	①(②)	インターネット上で、高校生と思われる少年が女性のふりをして男性に性器を出すよう仕向けて写真を撮影し、同写真を無修正のまま投稿した。	—	・写真の投稿行為自体は、わいせつ電磁的記録媒体陳列罪に該当する。 ・男性に対しては不法行為となる。	SNS
7	②	購入した商品に不備があったことから、販売店の店員に「商品管理が悪い」とクレームつけ、店員に謝罪の土下座をさせたうえ、その写真と店員名をツイッター等のソーシャルメディアに投稿。	その映像をみた一般者から、投稿した本人に批判が集中するとともに、個人情報が特定され、サイト上で拡散してしまった。	・店員の写真と氏名を公開した行為はプライバシー侵害等で民事責任の対象となりうる。 (・投稿対象の土下座をさせた行為は、用いた手段によっては強要罪に該当する可能性がある。)	即時性SNS
8	③(②)	学校名を使ったランキングサイトで、学校内カーストなど、生徒名やあだ名が表示されたり、学校の先生ランキングなどが作成されていた。	—	・記載内容によっては、名誉毀損、プライバシー侵害などで民事責任を負担する可能性がある。	SNS
9	③→②	レストランのアルバイト店員が冷凍庫に入って遊んでる画像をネットに公開し問題化した。	当該店舗は結果として閉店となり、経営者側は損害賠償を検討することとなった。	・刑法犯として業務妨害罪に該当する可能性がある。	即時性SNS

# ネット上で問題となった(なっている)実例

10	③→②	コンビニのアルバイトがアイスクリームのショーケース内に入っている写真をネットに公開し、問題化した。	店側は、廃棄したアイスクリーム代金等を含めて70万円の損害賠償を請求することとなった。また、業務妨害罪として書類送検されたとの報道がされた。	・刑法犯として業務妨害罪に該当する可能性がある。	即時性SNS
11	③	高校生が「万引なう」とつぶやきとともに、商品を紙袋に入れる画像を投稿した。	炎上後、本人は、実際は万引きしていないと釈明。	・「万引き」自体は窃盗罪に該当する。犯罪行為を偽装した。	即時性SNS
12	③	大学生が、イベント会場で来場者を恐喝したという趣旨の書き込みとお金の画像を投稿した。	炎上後、本人は、実際はやっていないと釈明。	・「恐喝」という犯罪行為を偽装した。	即時性SNS
13	③	生徒が、SNSに、アルコール類を手に持った写真等の情報を自身で投稿した。	投稿した生徒の名前等のプライバシー情報が複数サイトに拡散してしまった。	・未成年者飲酒禁止法は、未成年者に対して、刑罰は科していないが、飲酒を禁じている。	SNS
14	③	10代の少年が、下校途中の小学生男児に言いがかりをつけて泣かせている動画を投稿した。	その後、炎上して、加害少年の自宅が特定されネット上で公表された。	—	動画投稿サイト
15	③	10代前半の少年2名が、自らの下着姿の下腹部に向けて玩具の銃を使用して弾を発射している動画を投稿した。	—	—	動画投稿サイト